

嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金 Q & A

①申請について

Q 1. 支給対象者はどのような事業者ですか？

A 1. 嘉麻市内に事業所又は営業所を有し、貨物自動車運送事業法の規定に基づく許可を受けて事業を営む事業者です。

Q 2. 対象車両の要件は何ですか？

A 2. 市内の事業所又は営業所が保有する事業用自動車の対象となります。また、被牽引車、2 輪車は対象外です。

Q 3. 申請期間はいつまでですか？

A 3. 令和 9 年 3 月 3 1 日（水）までです。郵送の場合は、令和 9 年 3 月 3 1 日（水）必着です。

Q 4. 営業所等が嘉麻市内にあり、本社等が嘉麻市外にある場合は、交付申請できますか？

A 4. 令和 8 年 9 月 1 日時点から継続して嘉麻市内の営業所等に配置登録がある車が交付対象となります。

Q 5. 市外にも営業所がありますが、車の台数としてカウントして交付申請できますか？

A 5. 嘉麻市内の営業所に配置登録されている車両台数による申請となります。

Q 6. 本社等は嘉麻市内にありますが、営業所等が嘉麻市外にある場合は、交付対象となりますか？

A 6. 本社に配置登録がある車両が交付対象となります。

Q 7. 給付金の支給対象となる業種と支給対象とならない業種を営んでいます。支給対象となる業種を営んでいれば支給対象となりますか？

A 7. 貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて、事業を営んでいれば対象となります。

Q 8. 中小企業者とはどのような事業者ですか？

A 8. 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下もしくは従業員数 3 0 0 人以下の会社及び個人のことをいいます。

Q 9. 複数回に分けて申請することは可能ですか？

A 9. できません。1 事業者あたり 1 回限り申請可能です。

②添付書類について

Q 1. 許認可証がない場合はどうすればいいですか？

A 1. 九州運輸局に提出を行った貨物軽自動車運送事業経営届出書（貨物軽自動車運送事業のみ）もしくは九州運輸局から証明いただいた証明願いを提出してください。

Q 2. 創業1年目未満で確定申告書等の写しが提出できない場合はどうすればいいですか。

A 2. 法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は開業届の写しを提出してください。

その際、輸送実績が確認できるものを提出いただきます。